

# 2024(令和6)年度制度改正により

## 児童手当が新しくなります

..... 問合せ先 市役所こども支援課 (☎31-4540)

2024(令和6)年12月10日(火)支給分から、児童手当の対象、支給時期等が変更となります(2024(令和6)年10月10日(木)の定例支給は、制度改正される前の金額となります)。

手続きが必要となる可能性のある方のうち、下記「対象」のA~Cに該当する方へ案内文をお送りします。また、Dに該当する方は、窓口にて手続きが必要となります。



### ●児童手当制度の5つの主な変更点●

- 1** 所得制限の廃止
- 2** 支給対象児童の拡大
- 3** 第3子以降の手当増額
- 4** 多子加算対象の拡大
- 5** 支給時期

		改正前		改正後	
		令和6年10月支給分まで		令和6年12月支給分から	
手当月額	0~2歳	1万5,000円		1万5,000円	<b>③</b> 第3子以降 3万円
	3歳~小学生	1万円	第3子以降 1万5,000円	1万円	
	中学生	1万円		<b>②</b> 1万円	
	高校生年代※1	なし			
<b>①</b> 所得制限	あり(特例給付・所得超過による支給なし)		なし		
<b>④</b> 多子加算対象※2 (第3子以降手当額に影響)	0歳~高校生年代		0歳~ <u>大学生年代</u> ※3		
<b>⑤</b> 支給時期	年3回(2・6・10月) 各前月までの4カ月分を支給		年6回(2・4・6・8・10・12月) 各前月までの2カ月分を支給		

※1 中学校修了後~18歳年度末までの間にある子ども ※2 児童手当の人数カウント対象のこと ※3 高校修了後~22歳年度末までの間にある子ども

### ① 所得制限限度額・所得上限限度額等を廃止

所得に関係なく児童手当を受給することができます。  
 ※改正前の児童手当と同じく、子どもの生計が同一・維持である必要あり  
 ※原則、所得の高い方が受給者となるため、配偶者がいる場合は所得審査あり

### ② 支給対象児童の拡大

0歳から高校生年代であれば、児童手当が支給されます。月額3歳未満1万5,000円、3歳~高校生年代1万円となります。

### ③ 第3子以降の手当増額

第3子以降の手当対象児童は、年齢に関係なく月額3万円へ増額となります。  
 ※改正前の児童手当と同じく、里親・施設等受給者の方は、通常の算定額となります

### ④ 多子加算対象の拡大

第3子以降手当額の算定対象者について、大学生年代までに延長されます。学生以外でも対象となり、3人目以降の子どもが手当の増額を受けやすくなります。  
 ※改正前の児童手当と同じく、養育・金銭的な援助が必要  
 ※大学生年代は、学生証や貸借契約書等写しの確認あり

### ⑤ 支給時期

年6回、2・4・6・8・10・12月の10日に、前月までの2カ月分が支給されます。  
 ※土・日曜日、祝日の場合は、直前の平日に支給

### 対象(手続きが必要となる可能性のある方) .....

- A. 市より児童手当・特例給付を受給している方
- B. 子どもが年齢到達により高校生以上のみとなったため、児童手当・特例給付が消滅した方
- C. 所得超過により、市にて釧路市児童手当・特例給付を申請し、消滅・却下となった方
- D. 上記以外で高校修了までの子どもを養育している方  
 A~Cのうち、6月1日時点で市に住民票がある方へ、9月中旬に案内書類を発送予定です。内容を確認の上、同封の二次元コードからオンライン申請をお願いします。  
 ※Dに該当する方は、下記窓口で手続きしてください  
 ※公務員の方は、勤務先へ手続きをご確認ください  
 ※市外への転出届に記載する異動年月日が、9月30日以前となる方は、転出先の市区町村へ手続きをご確認ください

### 受付期間 .....

9月2日(月)~2025(令和7)年3月31日(月) (必着)  
 ※受付期間内に本制度改正に伴う手当手続きを行った場合は、10月分から増額分も受給することができます

### 受付方法 .....

オンライン、こども支援課(市役所防災庁舎2階12番)、阿寒町行政センター保健福祉課、音別町福祉保健センター保健福祉課の窓口にて受け付けします。  
 ※原則、A~Cの方のみ、通知文に記載する二次元コードからオンライン申請が可能です  
 ※郵送申請等希望の方は、こども支援課(☎31-4540)までお問い合わせください

制度改正の内容や手続きについて市ホームページで詳しく説明しています▶

釧路市児童手当制度改正 検索

